

7101 携帯品の税関への申告手続

税関では、空港などの税関検査場において、海外から本邦に入国（帰国）される皆様に、輸入が規制されている物品の有無、免税範囲を超える物品の有無等について、法令の規定に基づき確認をしています。このため、税関へ申告する事項について、あらかじめ「携帯品・別送品申告書」（税関様式C-5360）のA面にチェックを記入していただき、税関検査の際に提出していただく必要があります。なお、別送品がある方（渡航先から荷物を送る方）は「携帯品・別送品申告書」が2通必要となります。

スムーズな税関手続き及び新型コロナウイルス感染症対策の観点から、税関では入国（帰国）する皆様に「税関申告アプリ」等を利用した電子申告を推奨しております。

また、税関では、氏名等を確認する必要があることから、法令の規定に基づき、旅券又は航空券等の関係書類の提示を受けることがあります。

「携帯品・別送品申告書」は、機内や船内のほか、空港などの税関検査場に用意しております。

なお、商業貨物や高額な品物などを輸入する場合には、一般の貿易貨物と同様の輸入手続が必要となる場合があります。

[入国（帰国）時における「携帯品・別送品申告書」の提出について](#)

（関税法第6条の2、第8条、第67条、第105条、関税法施行令第59条、関税定率法施行令第14条、関税法基本通達67-4-10）